

## 静岡県告示第346号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年4月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
浜松市天竜区山東字光明山21の4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため